

第 1 回 新潟市立夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議 会議録

日時：令和 7 年 7 月 16 日（水曜）午後 3 時から

会場：ふるまち庁舎 4 階教育会議室 1（401 会議室）

出席者：

【委員】雲尾座長、池田委員、伊藤委員、郷委員、田中委員、布川委員、八百板委員

【オブザーバー】新潟県教育庁義務教育課柳澤参事、五十嵐指導主事

【事務局】夏目教育長、山本教育次長、丸山教育次長、加藤総務課長、田中室長、大野係長
（傍聴 3 名、報道 5 社）

1 開会

（事務局）

ただいまから、第 1 回 夜間中学設置基本計画策定に関する有識者会議を開催いたします。
それでは、はじめに夏目教育長から、開会のご挨拶を申し上げます。

（夏目教育長）

教育長の夏目でございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。まずもって、本有識者会議の委員への就任をご快諾いただいた皆様に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

新潟市では、令和 7 年 3 月、今後の新潟市の教育の方向性を示した「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」を策定しました。その中の施策の重点事業として、夜間中学設置事業を位置付けています。

現在、公立夜間中学は全国に 62 校が設置されており、国籍や年代を問わず、様々な理由によりまして義務教育を修了していない方や、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を形式的に卒業した方などに対し、教育の機会を保障する重要な役割をもっております。

新潟市においては、令和 2 年国勢調査において、義務教育を修了していない方が約 8,700 名いることが分かっております。また、昨年度実施した調査では、国籍や年代に関わりなく、「公立夜間中学があれば入学して学びたい」、「学んでもらいたい」という一定のニーズがあることが分かりました。

こうした状況を踏まえ、新潟県内初の公立夜間中学の設置を目指し、「設置基本計画」の策定にむけた準備を始めたところです。

本有識者会議では、各分野の学識経験者や関係者の皆様から委員にご就任いただきました。幅広いご意見を賜りながら、新潟市にとってもっとも望ましい夜間中学の設置を目指してまいりたいと思います。

また、本日は新潟県教育庁義務教育課の方からもオブザーバーとしてご出席いただいております。県からもお力添えをいただきながら、十分な連携を取りながら、より良い夜間中学の設置を目指してまいりたいと思います。

限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見やご助言をお願いしたいと思います。本日は、

どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員紹介

(事務局)

続きまして、次第の「2 委員紹介」に移ります。

ー 各委員自己紹介 ー

(事務局)

ありがとうございました。

3 座長の選出

(事務局)

続きまして、次第の「3 座長の選出」でございます。資料1会議の開催要項をご覧ください。開催要綱の第6条にて、座長は委員の互選となっています。第1回目の会議ですので、事務局からご提案させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(事務局)

ありがとうございます。事務局としましては、地域教育や社会教育においてご見識のある、雲尾委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、座長を雲尾委員へお願いいたします。雲尾委員、座長席へのご移動をお願いします。

なお、座長代理につきましては、開催要綱、第6条3項に基づき、座長である雲尾委員が欠ける場合などの際はあらかじめ、雲尾座長の指名で選出させていただきます。では雲尾座長、座長のご挨拶をお願いいたします。

(座長)

ただいま座長に選出いただきました新潟大学の雲尾でございます。憲法の中には、基本的人権の保障として「何人も（なんびとも）」と書かれている部分と「すべて国民は」と書かれている部分がございます。憲法26条はすべての国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとされておりまして、そうすると国民、国籍条項が教育を受ける権利には必要だと限定的に解釈する意見もありますが、少なくとも相互主義に基づき、諸外国との間で教育を受ける権利をお

互いに保障し合おうということは存在していますし、これを国籍で限定するべきではないという意見も教育学の中では非常に強くなっております。すなわち教育を受ける権利を保障するというに関して言いますと、教育学研究の立場としては、国籍等に関わらず、新潟市内外に住む全ての方々の教育を受ける権利をいかに保障していくのか、学びたいという意欲をいかに実現していくのかということを根本に置くべきではないかと思っております。ぜひより良き夜間中学ができますよう皆様から活発なご意見をよろしくお願いいたします。

(事務局)

雲尾座長ありがとうございました。

4 今後のスケジュールについて

(事務局)

次に、次第の「4 今後のスケジュールについて」です。有識者会議は本日を含め、計4回の開催を予定しています。有識者会議を経て、年内に設置基本計画の素案を策定後、パブリックコメントを実施し、年度内に設置基本計画を正式に策定・発表する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。これ以降の進行は雲尾座長にお願いいたします。

5 説明・意見聴取等

(座長)

それでは皆様よろしくお願いします。なお、本日の会議終了予定時刻ですが、概ね午後5時までには終了とさせていただきます。

それでは、次第の「5 説明・意見聴取等」に入ります。事前に配付された資料2を拝見しますと、1頁から10頁までは主に一般的な夜間中学の枠組みや、ニーズ調査の結果など資料に沿ってご説明いただく部分がほとんどかと思しますので、一括で事務局にご説明いただいたあと、意見聴取、意見交換をさせていただきます。

その後、次の11頁に移りたいと思います。11頁の内容としましては、設置基本計画の策定を進めるにあたり、4つの視点から、市立夜間中学に求められる役割や、役割を果たすために必要な仕組みや取組の方向性について、委員の皆様から意見をいただきたいとのことです。この頁についても、いったん事務局からご説明いただいたあと、意見聴取、意見交換という流れで進めさせていただきます。では、事務局からご説明をお願いいたします。

(加藤教育総務課長)

教育総務課長の加藤でございます。

このたびは、大変お忙しい中にも関わらず委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

新潟市では今年度から夜間中学開設準備室を設けまして、開設に向け取り組んでいます。皆様からいただくご意見をもとに新潟市らしい、よりよい夜間中学を開設したいと思っておりますの

でよろしく願いいたします。

それでは、資料 2 についてご説明いたします。初めに、資料 2 の 1 頁「Ⅰ 夜間中学について」です。別冊の資料 3 関連資料編も併せてご覧ください。夜間中学は、戦後の混乱期の中で、昼間に就労や家事手伝いなどを余儀なくされた学齢生徒に対して、義務教育の機会を提供するために設置されました。近年は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方だけでなく、不登校などにより形式的に卒業した方、義務教育を修了していない外国籍の方などに対して、義務教育を受ける機会を保障する役割を果たしています。

国は、夜間中学の設置を促進しており、平成 28 年に成立した、いわゆる「教育機会確保法」において、地方公共団体は義務教育未修了者に対して、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることとしています。また、すべての都道府県・政令指定都市に、少なくとも一つの公立夜間中学を設置するという方針を掲げており、令和 7 年 4 月現在、全国に 62 校が設置されています。現在、設置されている夜間中学が 1 頁下の地図に記載されています。

続いて 2 頁をご覧ください。公立夜間中学の一般的な枠組みを示しています。ここでは、昼間の中学校と異なる点を中心に説明します。

表の③の入学対象者をご覧ください。先ほどの繰り返しになりますが、入学対象者は学齢期を過ぎた方で、義務教育未修了者、義務教育を修了していない外国籍の方、不登校等により形式的に卒業した方となります。

⑤の授業時間をご覧ください。夜間中学では、校長の判断により「特別の教育課程」を組むことが認められています。1 コマ 40 分の授業を、4 限まで行っている学校が一般的です。また、表の下※印にあるとおり、生徒の状況に合わせて、小学校の学習を行ったり、外国籍の生徒を対象に、日本語指導を行ったりすることも認められています。授業は、夕方から夜にかけて行われる学校がほとんどです。

⑦の修業に関する事をご覧ください。「原則 3 年間で卒業」ですが、状況に応じ、最長 6 年程度まで、延長を認めている学校もあります。それ以外の①、②、④、⑥、⑧の項目は、昼間の中学校と同じです。

3 頁をご覧ください。夜間中学には 3 種類の設置形態があります。単独校は、一つの中学校として設置され、専任の校長が配置されます。分校型は、昼間の中学校の「分校」という扱いで、本校とは別の敷地に設置され、一人の校長が本校と夜間中学を兼務します。夜間学級型は、昼間の中学校と同じ校舎内に、昼間と異なる時間帯に授業を行う学級として設置され、一人の校長が、昼と夜を兼務します。

(3) をご覧ください。令和 6 年 5 月 1 日現在、全国平均で 1 校当たりの生徒数は 37.2 人です。属性別にみると、約 6 割は外国籍の方です。近年、割合が高まってきているのは、不登校等により中学校を形式的に卒業した「入学希望既卒者」の方で、令和元年度は、全体に占める割合は 8.6% でしたが、令和 6 年度は 28.4% にまで増えています。年齢構成を見ると、日本国籍の方は、若い世代や高齢世代が多く、外国籍の方は、若い世代が多くなっています。

4 頁をご覧ください。「Ⅱ 新潟市における公立夜間中学設置検討の歩み」についてご説明いたします。新潟市では、文部科学省が開催する「夜間中学設置促進説明会」に参加するとともに、

新潟県教育庁義務教育課との意見交換を随時行い、県が実施したニーズ調査の結果について情報共有を図りながら、様々な背景をもつ方々への学びの保障のあり方について、協議を進めてまいりました。また、札幌市、京都市、岡山市など、先進地の視察を行い、夜間中学のあり方について、研究を進めてまいりました。昨年 9 月には、新潟市独自のニーズ調査を実施し、公立夜間中学に対する潜在的なニーズの把握を行いました。その結果、新潟市として公立夜間中学を整備することが必要であるとの結論に至り、今年度から具体的な準備を始めたところです。

続いて 5 頁をご覧ください。入学対象となり得る方の新潟市における現状についてご説明します。まずは、(1) 義務教育未修了者の方です。教育長の開会の挨拶の中にもありましたが、令和 2 年の国勢調査によると、新潟市には、未就学者の方が 311 人います。また、最終卒業学校が小学校という方が 8,405 人おり、これは、全国の 20 の政令指定都市の中で、5 番目に多い数となっています。

続いて、不登校の学齢生徒の状況です。全国と同様、新潟市においても不登校の児童生徒は増加傾向が続いています。次頁のグラフのとおり、令和 5 年度は、令和元年度に比べて、倍以上に増えています。

続いて、(3) 外国人住民数です。令和 7 年 5 月現在、新潟市の外国人住民数は 7,500 人を超え、平成 30 年度に比べ約 1.4 倍に増えています。このうち、義務教育を終えていない方がどれくらいいるかは不明ですが、全国の状況から、夜間中学での学びを必要とする外国籍の方が一定数いると考えられます。

7 頁をご覧ください。「夜間中学設置検討に係るニーズ調査」の結果です。新潟市教育委員会では、令和 6 年度に調査を実施しました。調査期間は令和 6 年 9 月から 10 月末までです。

対象者は新潟市内在住の義務教育未修了者、外国籍の方、不登校などによる形式卒業の方、また、本人に対する支援者の方を対象に実施しました。本人からは 23 件、支援者からは 38 件の回答がありました。国籍や年齢などの詳しい内訳は資料の (5) に記載のとおりです。

8 頁をご覧ください。本人に対する調査結果についてです。質問 1 では、夜間中学への入学希望を聞きました。「夜間中学があつたら通ってみたい」と回答した方は、全体の 60.9%にあたる 14 人でした。国籍別に見ると、日本国籍の方が 11 人、外国籍の方が 3 人でした。年代別では、40 代から 50 代の方が多く、半数の方は、現在、働いている方でした。

質問 2 では、通ってみたい理由をお聞きしました。「小中学校の勉強をしたいから」という理由が多く、日本国籍の方は「中学校を卒業したが、もう一度勉強し直したいから」、外国籍の方は、「日本語の勉強をしたいから」などの理由も多くありました。

9 頁をご覧ください。質問 3 では、夜間中学の設置場所の希望を聞きました。中央区への設置の希望が最も多く、ついで西区でした。質問 4 では、夜間中学に対して希望することを聞きました。入学時期や修学期間、学習内容の柔軟さ、相談体制の充実などを求める希望が多く、その他の意見として、新潟市在住者以外の方の入学を求める意見もありました。

(7) は支援者に対する調査結果です。質問 1 では、夜間中学を知らせたい相手の有無を聞きました。「知らせたいと思う人たちが身近にいる」、または「思いつく人がいる／場所がある」と回答した方は、合わせて 24 人で全体に占める割合は 63.1%でした。質問 2 では、知らせたい理

由をお聞きしました。「不登校などにより中学校にあまり通うことができなかった人に、学び直してほしい」という理由が、最も多くありました。

10 頁をご覧ください。質問 3 では、知らせたい相手の年齢をお聞きしました。20 歳未満から 30 代までの若年層の方が多くなりました。質問 4 では、知らせたい相手の人数をお聞きしました。7 割近い方が、複数の相手に伝えたいと回答しました。以上の調査結果をまとめたものが、10 頁の(8)です。この結果を踏まえ、新潟市としては公立夜間中学に対する一定のニーズがあると認識したところです。事務局からの説明は以上です。

(座長)

ただいまのご説明について、ご質問やご意見のある方はお願いします。

これにつきましてはよろしいでしょうか。

次のご説明をお願いします。

(加藤教育総務課長)

資料 11 頁をご覧ください。今後、新潟市立夜間中学の設置に向け、「夜間中学設置基本計画」を策定してまいります。その基本的な枠組みは、11 頁の 1 に記載の通り、目指す学校の姿をはじめ、設置場所や設置形態、入学対象者、教育課程、職員体制などによって構成する予定です。本日は、その「設置基本計画」のベースとなる考え方について、委員の皆様からご意見、ご助言を賜りたいと考えています。

1 つは、新潟市立夜間中学に求められる役割です。もう 1 つは、その役割を果たすための学校の仕組みや取組の方向性です。その際、資料の四角囲みの中の 4 つの視点からご意見を頂けると幸いです。夜間中学の生徒は学ぶ動機も、もっと学びたい、進学したい、自立したい、就職したいなど様々です。また、働いている、仕事はしていない、子育てをしている、社会とのつながりが少ないなど様々な状況が想定されます。そうした方々が学ぶ中学校として、視点 1 は学力という点で様々な学力レベルの生徒に学びを提供するにあたりどのような授業内容や仕組みが必要か、視点 2 は学力以外の部分での学び、人間性や社会性を育てていくためにどのような授業や活動が考えられるか、視点 3 はすでに社会人となっている生徒や卒業したらすぐに社会に出たいと考えている生徒、あるいは生活上の悩みや困難を抱えている生徒、現在の生活をより良く充実させていきたいと考えている生徒が想定される中で、そのような生徒を支え、応援していくために学校や地域としてどのようなことができるか、そして視点 4 は夜間中学について、もっと他にこのような視点から検討したほうがよいのではないかなどについて、ご意見をいただければと思います。事務局からは以上です。

(座長)

ただいまのご説明について、ご質問やご意見のある方はお願いします。

(伊藤委員)

1つ目は、頁が戻ってしまうのですが、5頁の義務教育未修了者というところですが、最終卒業学校が小学校という人と未就学者、合わせて9千人弱ということけれど、年齢の分布がどうなっているのかを知りたいと思っていて、年齢によってニーズも違ったりするのかと思いましたので、そのあたりを教えていただきたいと思います。もう1つは最後のところで今から意見を出す部分ですが、一人ひとりのニーズに応じた学習指導の視点とのことで、どういった学習内容を設定していくかということに関して、既に夜間中学を設置されている他都市ではどのようなプログラムを用意されているのか、多分、様々な方が入学されると思いますので、その時にどのくらいの学力なのかをアセスメントするということも必要なのかなと思うのですが、そういったところの他都市の状況なども分かれば教えていただきたいと思います。お願いします。

(座長)

ありがとうございました。5頁Ⅲの1(1)についてと、資料下の四角囲いの視点について、説明をお願いします。

(事務局)

夜間中学開設準備室の田中でございます。私から説明させていただきます。まず、一つ目のご質問ですが、今手元に新潟市だけのデータはないので、全国のデータになりますが、最終卒業が小学校の方が令和2年の国勢調査の段階で、80万人ほどいらっしゃいます。その内、85歳以上の方が大体60万人くらいいらっしゃいますので、大多数の方はご高齢の方ということになります。

2点目のご質問、全国のエデュケーションの状況ですが、これも学校によりますが、日本語指導を求めている外国籍の生徒に日本語指導を行っている学校がございます。授業の一部分を別室に移動して日本語の授業を行っているというところもありますし、夜間中学の授業が開始する前に時間を作って日本語指導をしているというところもございます。それから通常の教科については小学校の内容も含めてその生徒の学力状況に応じたクラス編成、1年目は中学1年生の内容を行うとか、2年目は中学2年生の内容を行うというわけではなくて、本人の希望も聞きながらその生徒に合った学習の内容で行っているところが多いと聞いております。

(伊藤委員)

ありがとうございます。加えて、日本語指導をされる上では日本語の習得に関してアセスメントをして日本語能力をはかって、指導のクラスを分けたりされているのではないかと思いますので、日本語の能力も様々だと思うので、そのあたりでクラス編成も考えたりできるのかなと思いましたので、追々教えていただきたいと思います。また、学力に関して言うと、1つはどれぐらいの学力が備わっているのか、例えば漢字能力はどのくらいあるか、計算能力がどのくらいあるかというようなことを確かめないと分からないと思うので、他都市ではどのようにされているのか気になったのと、もう少し違う視点で、心理学的に言うと知的能力ですよね、知的能力

はどの程度なのかというようなことを確認しているのかどうかということも気になったのですが、そのあたり、小学校に入る時とか、中学校に入る時だと特別支援教育、どんな教育内容にするのかというのを検討しますけれども、夜間中学でも、適切な教育をどのように提供するかという時に大事なことかと思いますので、他都市ではどのようにされているのかというのが気になりました。

（教育総務課長）

ありがとうございます。他都市では入学の際に、面談とか相談というものをしているところが多いようです。形式卒業者に対しては中学に在学していた時の指導要録等を照会するなどをしていても聞いています。また、未就学の方の場合は委員おっしゃるようにアセスメントというようなことも考える必要があるのかと思いますので、そういう方にどのようにしているのかということも今後確認していきたいと思います。

（伊藤委員）

ありがとうございます。

（座長）

ありがとうございました。

その他にございますでしょうか、よろしいでしょうか。

ご意見・ご質問ありがとうございました。

では、いったん事務局にお返しします。

（事務局）

ありがとうございました。それでは会議冒頭にも申し上げましたが、ここからは、会議を非公開とさせていただきます。傍聴、報道の方はご退室いただきますようお願いいたします。

－ 以降、非公開 －